

初期議会の貴族院多額納税者議員の所属会派について

—「山田莊左衛門関係文書」を通じて—

小林 和 幸

はじめに

本稿では、帝國議会の貴族院における多額納税者議員の政治会派加入について検討する。貴族院は、伊藤博文の『憲法義解』で「政權の平衡を保ち、政党の偏張を制」¹⁾す、とされている通り、政党から一定の距離を置くことが期待され、政党は公認されていなかった。

しかし、議案の審議を進める上で、財政や政策研究のため、政治的な会合や会派は必要であり、第一議會以前から議員の政治的な纏まりが形成され、それらは、同志的な集まりを越え政治会派に成長していった。

こうした政治会派については、従來の研究では、最大の政治派閥としての「研究会」やこれに対抗する関係にあった「懇話会」や「三曜会」について進められてきた²⁾。そこでの分析の対象は、貴族院内での顕著な活躍を見せる有爵議員や勅選議員を中心としたものであった。

一方で、貴族院議員の中で四五名に上る多額納税者議員は、議會への出席率も高く、政治会派が多数派を形成するためには重要な意味を持つものであったにもかかわらず、その政治会派所属については、従來あま

り検討されてこなかった。

そこで、本稿では、初期の議會期において、多額納税者議員の貴族院政治会派への所属がどのように選択され、その中で彼らの関心がどのような方向に向いていたのかを明らかにしていきたい。

この課題を解明するために、主に使用する史料は、長野県中野市の『東江部村山田莊左衛門家文書』である。本文書群は、この地で、近世以降、大地主として地域に大きな影響力を持っていた山田家に伝來した近世・近代にわたる膨大な史料群である。本稿で取り扱うのは、上記の文書群に含まれる山田家第一二代当主で、長野県選出の多額納税者議員や衆議院議員を務めた山田莊左衛門の關係文書(以下、「山田家文書」³⁾)である。

本稿は、この「山田家文書」を利用して、第一議會以降、初期議會の多額納税者議員の所属会派について検討するものである。

一、帝国議会開設と多額納税者議員

多額納税者議員は、各府県が多額直接国税納税者上位一五名から一名を互選する（任期七年、当初は北海道、沖縄県、小笠原島は除かれていた）。多額納税者議員については、同時代期の貴族院批判の中でも多額納税者議員への冷評が多かったこと⁽⁴⁾もあり、従来、政治活動の不活発な特権的階級の利益擁護集団といった評価がなされてきた⁽⁵⁾。また、議会内で有爵議員や勅選議員との比較で、その活動の消極性を指摘されることも多い。

例えば、明治三〇年の最初の改選で男爵議員となった紀俊秀が回想して「私も（明治）（一）内筆者、以下同じ）三十年に出ましたが、成程お話のように多額議員のお方は私等から申すと大変御遠慮深かったように思いますね。多額納税の方から仰有ると特別扱いにされた、私等の方から申すと、何でまたああ多額納税の方は御遠慮なさって居るのであるうかしら、どうもお席などでも御一緒になると直ぐ避けて外の方にいらつしやるというような具合で、両方に避けて居られるように思つて居りました⁽⁶⁾」と述べるように、多額納税者議員は、有爵議員や勅選議員に対し、謙遜、遠慮の態度であつた。

こうした多額納税者議員の態度は、貴族院という議会の中で、身分的な上位者である華族への遠慮や長く政治環境に身を置き政治的知識や経験を有する勅選議員を尊重しようとする意識がもたらしたものと思われる。また、多額納税者議員の場合、明治三〇年の最初の多額納税者議員改選で再選されたのはわずかに六名であつたことが示すように、任期の

七年を務めると、殆ど再選されなかつた。これは、貴族院議員が高い名譽を伴うものであつたため、各県下の互選有資格者一五名の内でその地位を独占せずに他にも譲ろうとしたからであらうと思われるのであるが、結果的に有爵議員や勅選議員と比較して、議員としての経験が蓄積されず、これも有爵議員や勅選議員に遠慮する一因であつたと考えられる。

しかし、既に別稿で言及したように、多額納税者議員は、表面に現れる謙遜、遠慮の背景では、府県の代表であるとの自負のもとに、議会内外で、選出県の利益を衆議院議員や該当県に関わる有爵議員・勅選議員と連携して守ろうとする活動を行うなど注目すべき政治的な役割を果たしていたのであつた。それは、山田莊左衛門においても同様であつた。特に、帝国議会が開設されたばかりで、誰もがはじめての貴族院議員であつた期間においては、多額納税者議員は、議員としての役割を果たさうとする意欲が強く現れている。

山田莊左衛門は、長野県納税額上位一五名中第一位の高額納税者であり、明治二三年の最初の互選で当選、勅任された。当選後、長野県を代表する貴族院での活動が期待されており、例えば、長野県知事の内海忠勝は、

拝啓 陳ハ今回御招集相成不日御上京と存候ニ付聊御送別之意を表する為本県議事院ニ於て午餐を供し度候間、来る十一月三日午前十一時同処へ御来車被下度、此段御案内迄如此に御座候。敬具

十月二十一日 内海忠勝
山田莊左衛門殿

追而御諾否来る三十日迄御廻報被下度候也

との書翰⁽⁸⁾を送っている。また、山田自身も支持者による貴族院議員就任の祝賀会に際し、「自今以后一身ヲ國ニ許シ、上ハ皇室ノ尊榮ヲ万世無彊ニ伝ヘ奉リ下ハ億庶ノ幸福ヲ永世ニ保タン⁽⁹⁾」と述べて、皇室と民衆へ奉仕する決意を語っている。

こうした貴族院中の「民選」である多額納税者議員たちは、議会開設前から、一つの団体を形成して、議会運営に関わろうとする。すなわち、明治二三年七月の多額納税者議員互選によつて選出された後、早々に独自の政治グループの形成が図られているのである。その状況を「山田家文書」に所収の史料を中心にとどつて見たい。

二、多額納税者議員仮事務所の創設

多額納税者議員の会合は、各府県での互選後間もない、明治二三年八月二〇日に岐阜県選出の渡辺甚吉の呼びかけにより、岐阜市で開かれた懇親会を嚆矢とするようである。渡辺は、多額納税者議員当選者に対し「御避暑勞々鶴飼御見物として本月二十日御來遊」の案内を送つており、この案内は山田のもとにも届いている⁽¹⁰⁾。

しかし、その会合の結果を渡辺が山田に伝えた書翰によると「昨二十日岐阜市ニ於テ懇親会開設候処、案外御來集ノ人員少数ニテ遺憾ノ至リ」と述べるごとく、最初の会合には参加者が少数であつたようであり、そのため、「議会開設前に於テ是非共百事御協議致候而將來ノ方針モ確定仕度」として、「來ル十月十日東京ニ於テ多額納税者撰出議員ノ大集

会相催度」と、多額納税者議員へ集会の案内状が送られたのであつた。⁽¹¹⁾

この書翰の発信者は、渡辺甚吉・鹿毛信盛（福岡県選出、以下同じ）・山田穰（福井県）・下郷伝平（滋賀県）・蟹江史郎（愛知県）・林宗右衛門（三重県）・久保田真善（大阪府）・吉田三右衛門（京都府）であつた。これらの議員が、以後の多額納税者議員糾合の中心となる。なお、九月二五日には京都において京都、大阪、広島、滋賀、三重、福井、岐阜、和歌山などの関西二府一〇県の多額納税者議員の会合が行われた。⁽¹²⁾

さて、一〇月一〇日の集会には、前述の渡辺甚吉、久保田、吉田、林、山田、鹿毛、下郷、蟹江の他、渡辺治右衛門（東京府）、前田謙祐（和歌山県）、梅原修平（神奈川県）、関口弥吾（埼玉県）、桜井伊兵衛（群馬県）、五十嵐敬止（千葉県）、山崎慎三（茨城県）、菊地三郎（栃木県）、宮崎總吾（静岡県）、若尾逸平（山梨県）、山田莊左衛門（長野県）、金須松三郎（宮城県）、角田林兵衛（福島県）、工藤寛得（岩手県）、桑田藤十郎（鳥取県）、瀧口吉良（山口県）、島内武重（高知県）、水之江浩（大分県）、原忠順（佐賀県）の総勢二十七名が集まつたといふ。⁽¹³⁾

この集会で、「芝紅葉館ニ於而会議相開キ多額納税者議員丈二而、一ノ仮事務所ヲ相設ケ候事ニ相成、芝公園第八十一号池徳院ヲ借受ケ該事務所ニ充テ引続キ幹事五名ヲ撰定シ着々政務調査等ニ取掛リ候筈」と決まり、「多額納税者議員仮事務所」設置の準備が進められた。また仮事務所の幹事、渡辺甚吉（岐阜県）、鹿毛信盛（福岡県）、瀧口吉良（山口県）、山田穰（福井県）、桜井伊兵衛（群馬県）の五名が選定されている。「多額納税者議員仮事務所」の最初の集会について、山田宛に以下の案

内⁽¹⁵⁾が送られている。

拜啓 予テ御委任之假事務所芝公園地第八十一号池徳院ト確定候
 条、第一次ノ集会相催度候間、明十二日午前第九時同所へ御來会相
 成度此段申進候也。

廿三年十月十一日

案内の通り会合は、明治二三年一〇月一二日に行われた。こうした多額納税者議員のみの集会が準備される一方で、貴族院開設に向け、貴族院議員全体の集会や懇親会も開かれている。例えば、三条実美・九条道孝からの懇親会の呼びかけで、一〇月二三日、芝離宮において行われている⁽¹⁶⁾。これは、尾崎三良による三条、九条への建議により実施されたもので、貴族院議員として互いに懇親を旨とし和衷協同して国家のために尽力すべしとの趣旨であり、この後、貴族院の議院規則調査を華族、勅選、多額納税者議員合同で行おうとする意図があった⁽¹⁷⁾。芝離宮の懇親会には、公侯伯子男の有爵議員、勅選議員、多額納税者議員二二〇余名が集まった。多額納税者議員の代表は、原忠順、瀧口吉良、鹿毛信盛、渡辺甚吉、桑田藤十郎の五名であった⁽¹⁸⁾。この後、華族会館において、有爵議員・勅選議員・多額納税者議員が連合して政務調査を行おうとする動きがあり、華族会館調査課が設けられ、一部の多額納税者議員は、これに参加していく。

こうした貴族院開設に向けた多額納税者議員の動向について、『東京朝日新聞』の伝えるところでは、多額納税者議員中の「平民主義のチャキチャキと聞えたる福井県の山田稔、愛媛県の村上桂作、千葉県の五十

嵐敬止、岩手県の工藤寛得の諸氏は最初より貴族院中にて平民より選出せられたる議員としては、只だ多額納税者の一派に限ることなるを以て議場の釣合を保たん為めにも又は国家の利益を図らん為めにも多額納税議員は他の議員と合同せず別に一団体を樹てざる可らず」と主張し、また「従来旧藩君臣の關係又は其他の情実から有爵議員又は勅選議員に縁故深き人々は各々是に反対し、既に佐賀県の原忠順氏その他該院議員全体中の白髮連より成立てる老年會員諸氏の如きは少数ながらも皆有爵議員に合同し又山口県の瀧口吉良氏等の数名は何れも勅選議員に合同して議場に立たんとする意見⁽¹⁹⁾」があったとしている。多額納税者議員のみで団結するか否か、意見が分かれる側面もあったのである。

しかし、多額納税者議員假事務所を拠点として、独自の政務調査を行おうとする志望は強く、多額納税者議員は独立して政務調査を行う方向となった。

明治二三年一月一日、多額納税者議員假事務所では、多額納税者議員全体を四部門に分ち、それぞれ政務調査の受け持ちを定めた。四部門とは、第一部帝国憲法及附属諸法律、第二部内務・財務・教育、第三部外交及農商・通信、第四部司法・陸海軍であった。四部門それぞれでの「調査悉く成るを告げ、四十五名の委員總會を開き以て討議論究し其議決せしものを以て一同政務の方針を定めん」としたのであった⁽²⁰⁾。假事務所は、前述の通り芝公園池徳院に置かれたが、例会日を月曜日として、以後、政治問題に対する調査、協議が行われた⁽²¹⁾。

議会開設前では、例えば、明治二三年九月に公布された「法律第八四

【表1】「山田荘左衛門関係文書」から見た多額納税者議員集会関係通知一覧

集会日			議題・目的	差出日			差出人	請求番号
年	月	日		年	月	日		
23	10	12	第一次集会	23	10	11	渡辺甚吉 他八名	90-342-202
23	10		例会開催	23	10	19	瀧口吉良・渡辺甚吉ハガキ	90-342-197
23	10	25	集会通知	23	10	24	幹事ハガキ	90-445-3
23	10	28	月曜例会(会合日変更)	23	10	25	幹事ハガキ	90-445-14
23	11	4	例会	23	10	31	幹事ハガキ	90-342-206
23	11	14	集会通知	23	11	12	幹事ハガキ	90-342-208
23	11	24	月曜例会	23	11	23	幹事ハガキ	90-445-11
23	11	26	第九部御協議	23	11	25	鹿毛信盛ハガキ	90-445-10
23	12	7	集会通知	23	12	5	幹事ハガキ	90-445-16
23	12	11	集会通知	23	12	10	幹事ハガキ	90-342-211
23	12	12	集会通知	23	12	11	幹事ハガキ	90-342-198
23	12	14	商法実施延期につき協議	23	12	13	幹事ハガキ	90-342-199
23	12	16	商法実施延期の動議につき穂積学士出席協議	23	12	15	幹事ハガキ	90-342-200
23	12	20	集会通知	23	12	19	幹事ハガキ	90-342-196
24	1		集会通知	24	1	8	幹事ハガキ	90-342-236
24	1	11	度量衡法案につき協議	23	1	10	幹事ハガキ	90-342-231
24	1	12	多額納税者規約第二条但書議決	24	1	13	幹事ハガキ	90-342-368
24	1	20	議事堂焼失につき協議	24	1	20	幹事ハガキ	90-342-245
24	1	23	予算案調査につき協議	24	1	22	幹事ハガキ	90-342-256
24	2	2	戸籍法案につき協議	24	2	1	幹事ハガキ	90-342-242
24	2	5	議員五名以上請求により協議	24	2	4	幹事ハガキ	90-342-250
24	2	7	重要問題につき協議	24	2	6	幹事ハガキ	90-342-252
24	2	11	親睦会	24	2	7	幹事ハガキ	90-342-255
24	2	18	集会通知	24	2	17	幹事ハガキ	90-342-195
24	3	2	政府提出外国における日本婦女保護法案につき協議	24	3	1	幹事ハガキ	90-342-216
24	3	3	予算案調査につき協議	24	3	2	幹事ハガキ	90-342-228
24	3	8	集会通知	24	3	7	幹事ハガキ	90-342-194
24	3	10	事務所焼失につき協議	24	3	9	幹事ハガキ	90-342-226
24	3	11	事務所焼失の件	24	3	10	幹事ハガキ	90-342-227
24	11	12	東京市総会	24	10	27	幹事書翰	90-410-1
			転居者 通知	24	11	26	幹事書翰	90-453
			緊急協議につき	(24)	12	9	幹事書翰	90-453(同封)

初期議会の貴族院多額納税者議員の所属会派について

号(命令に罰則を付する法律)」について、多額納税者議員仮事務所での調査が行われ、二三年一二月意見書が発表されている。この問題は、既に別稿⁽²²⁾で検討したので詳細はそれに譲るが、勅令や省令といった「命令」に実効性を持たせるため罰金や禁固刑に処すことができるという「法律」について、すでに発布されていた大日本帝国憲法の条文「第二十三条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ」に違反しているのではないかと疑義が法律審議段階から提示された問題である。これについて、多額納税者議員仮事務所では、渡辺甚吉、山田穰、桜井伊兵衛、渡辺治右衛門、瀧口吉良の名で、意見書が提出されたのであった。内容は、華族会館調査課が作成した法律第八四号の廃止を求める意見書に反対したものであった。この意見書に多額納税者議員のすべてが同意するものであったかはさておき、意見書の公表は、多額納税者議員が華族会館調査課とは独立した活動を志向した現れとみてよいであろう。

こうして、第一議会を迎えると、議案に即して仮事務所でも、政務調査が行われた。その会合を「山田文書」所収史料の範囲でまとめると、「表1」の通りとなる。頻繁に集会が催され、協議が行われたことがわかる。

また、この多額納税者議員仮事務所には、「規約」があり、所属議員の一致が目指されていたようである。規約の全文は今のところ不明であるが、規約中の「議政の方針」について、山田宛の幹事書翰の中で以下の通り、記されている⁽²³⁾。

拝啓当事務所規約第二条議政の方針を共にすると云ふの盟約ハ予て

有之候へども既往の事跡に付て此を見れば遺憾の思なき能はず、依て昨十二日会合の各員に於て第二条左の但書を加へ必ず遵守する事に議決候間此段及御通知候也。

第二条但書

実地問題二付大体ノ可否ヲ評決シタルモノハ帝國議會の議事二際シ各員服從ノ義務アルモノトス。

一月十三日 幹事

ここで、假事務所が「大体ノ可否」を決したものは、議会で「各員服從ノ義務アル」ことが確認されている。これは、議會開設後の「既往の事跡に付て此を見れば遺憾の思なき能はず」とする如く、所属議員の一致が必ずしも貫徹していなかったために、「服從ノ義務」が確認されたものである。同じ多額納税者議員といつても、選出県の利害関係や政治志向の違いがあり、まとまりを維持することは難しかったものと思われる。

政治志向の違いは、重要法案での賛否の違いに現れる。例えば、戸籍法案について、假事務所の有力人物でもあった原忠順は、法案の延期を求めたが多額納税者議員の賛同を得ることはできなかった。一月三日、原は、多額納税者議員に「元來戸籍法と民法とは、直接の關係ある法律なるか故に、民法の修正あれば、戸籍法も亦隨て修正せざるべからず。是を以て今日議定して發布するも、他日民法に修正あらは、所謂朝令暮改にして、立法院の信用を天下に失ふ所以なり。是れ余か延期説を提出せんとする理由なり」と、法案反対の説得を行った。⁽²⁴⁾ところが、假

事務所の一同は原案賛成から動かず、本會議でも第二読会に付すべしとして可決されたのであった。採決の場では原は議席を退席したという。原の退席は、假事務所の評決が法案賛成に決したためであろうが、原自身はこの後も法案の修正あるいは延期を目指し、假事務所で主張を繰り返した。⁽²⁵⁾

原は政治活動を、自身の選出県でもある佐賀の旧藩主（佐賀支藩鹿島鍋島）家の鍋島直彬（子爵議員）と同調して行っていた。鍋島は、元老院議員の頃から藩閥政府への独立色が強く貴族院開設後は、谷干城らと政治会派を結成して政治活動を行った。先に引用した『東京朝日新聞』の記述の通り、原の場合は、有爵議員と連携しようとする意思が強かった。したがって、明治二四年三月、近衛篤磨（公爵）、二条基弘（公爵）を中心とする財政の調査を目的とする会派「月曜会」に加入し、第二議會には、鍋島と共に谷干城が率いる「懇話会」に加入している。

いずれにしても、多額納税者議員假事務所は、団結を維持しようとして活動したが、各多額納税者議員の利害関係や政治志向の違いは、往々にして顕在化し、纏まりは難しくなる。假事務所幹事から山田宛には、以下引用の参集通知が有り、第二議會に向けた会派的なまとまりを確認できる。⁽²⁶⁾

拜啓 時下秋冷之候益御清穆奉敬賀候。陳ハ御承知之通り召集日限モ追々差通り其前種々御協議申上度義有之、幹事一同協議之上來ル十一月十二日ヲ以テ東京市總會相開キ可申事ニ取計候間、為邦家万障御差繰御出京相成度、此段及御通牒候。敬具

明治二十四年十月二十七日 貴族院多額納税者議員幹事

貴族院議員 山田莊左衛門殿

追テ御着京次第御宿所等渡邊治左衛門方迄御一報被下度、左スレバ
集會場所開會時刻等御報知可申候間為念此段モ添テ申上候。

しかし、元來、各選出県の利害や政治志向を異にする議員集団が同一の議會活動を行うことに無理があった。したがって、多額納税者議員の団体とは別に、選出県の利害・政治志向といった政治基盤に即した会派への再編が行われていくのであった。

三、地価修正問題の登場

そうした中で、多額納税者議員の政治グループを分ける重要な政治課題が、地価修正への対応として現れてくる。

地価修正は、第一議會、衆議院で論議された。そもそも地租課税の根柢となる地価は、米価を基礎にして算定されたが、米価は地域的に大きな差があり、概ね東北地方などは交通機関の未発達から低米価となっていた。また、それぞれの地域における土地の生産性を勘案して算定されたので、特に東海・近畿・中国・四国地方などでは、近世以來の商品作物（綿・藍・菜種など）が高地価の前提となっていた。ところが、議會開設頃になると、東北地方にも鉄道や海運などの交通機関が発達し、米価が上昇し、一方、商品作物の衰退に伴い高地価の前提が崩れる地域があった。こうして、全国的に地価の不均衡・不平等が認識され、比較的高地価に設定された府県から、地価の修正が要求されることになっ

初期議會の貴族院多額納税者議員の所属会派について

たのである。

帝國議會開設後、衆議院では、自由党と改進黨の民党勢力が、「民力休養」の名の下に、「地租軽減（二分五厘の地租率から五厘減を主張）」を求めて藩閥政府と対立したことがよく知られているが、「地価修正」も「民力休養」の別の形の要求であった。しかし、「地租軽減」と「地価修正」は、国家予算上、両立し得るかという問題があり、両立し得ないとすれば、どちらを優先すべきかという点において、民党内でも対立が生じてくる。すなわち、地価修正によつて、實質的に減税が達成される地域の議員は地価修正を実現することが優先され、地租軽減という地租の課税率を低減なしには減税とならない地域は地租軽減は要求しても地価修正は歓迎されない。そこに両者の熾烈な対立が生じることになるのである。

林有造が、『郵便報知』に発表した「地価地租特別修正法案」では「全国各県各郡各町の地価を調査し而して其の大に不権衡なる者を検出し……終に地租軽減と同時に地価の或る低廉なる地方に対し特別に其の地価を増額せしめんと欲」すと、提案理由を述べている。この地価修正の要求には、地租を軽減する一方、地租が偏輕とされる地方の地租増加が主張されていたことが問題となる。

ここに地元の利益の対立から地価修正賛成派と反対派が生じ、帝國議會内に両者の對抗関係が形成されたのである。林有造の提案では、京都、山口、福岡、大分、福島、岩手、宮城、青森、秋田の一府八県の地価を増額する一方、田畑の地租税率を全国一律で五厘減じ一〇〇分の二とす

る案であつた。⁽²⁸⁾この案で地租の増加という結果になる東北諸県では、激しい反対運動が起る。山形県では、明治二十三年二月二一日県會議員が主導して「非地価修正同盟会」が組織され、「我東北地方が地租改正の当時石代の低廉なりしを以て推して不法の利益を得るものと見做」す修正案に反対し「非地価修正の議論を唱へ我東北地方の危急を拯はんとする」旨を主張した。⁽²⁹⁾この運動は、東北各県で盛んとなり、帝國議會への運動につながる。さらに福岡、山口、京都でも反対運動が起きた。これらの県から代表委員が東京に送られ、非地価修正同盟が結成される。

第一議會に実際に提出された租率五厘減の「地租改正条例修正案」は衆議院を通過した（貴族院で審議未了）。しかし、天春文衛（三重県出身 衆議院議員、明治三〇年から貴族院多額納税者議員）提出の「特別地価修正法案」は、上記の地価修正の地域利害対立が表面化する結果を招いた。その対立は、党派の如何を問わず、同一党派内でも賛否は別れ、党派を超えて賛成派と反対派が形成され、全国的な運動となつていつた。⁽³⁰⁾

第一議會の衆議院における「特別地価修正法案」提出の際、賛成署名をした議員六〇名（二府一九県）の出身県は茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、大阪、兵庫、三重、広島、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本であつた。⁽³¹⁾『東京朝日新聞』が伝えるところでは、大阪、三重、愛知、徳島、滋賀、兵庫、群馬、高知、埼玉、神奈川、静岡、広島、岡山、香川、鹿児島が熱心であつた。⁽³²⁾

一方、地価修正反対派も反対運動を展開している。明治二十四年二月二

一日には、東北、北越、長野、京都、福岡、大分、山口その他同志が集まって懇親会を開くことが伝えられている。⁽³³⁾その結果、衆議院ではこの時は、三月四日の本会議において、賛成一〇七・反対一二五で否決された。議院終了後も、秋田、長野、富山、京都、山口、福岡、福島などの上京委員は、地価修正の反対運動を展開するため非地価修正同盟を結成している。⁽³⁴⁾こうした衆議院の動きに対して、貴族院でもこの地価修正案への賛否の運動が展開されるのであつた。

四、地価修正問題と多額納税者議員の政治党派

第一議會を迎えた貴族院の状況は、有力議員を中心とする小派閥は存在したようだが、多数議員を擁する大派閥は未だ成立せず、明白な勢力地図ができあがってはいなかつた。この時期、前述の通り多額納税者議員は、多額納税者仮議員事務所に一応まとまっているが、必ずしも會員の統制が貫徹する状況ではなかつた。

そこに起こつた問題が、この地域で利害が対立する地価修正問題であつた。衆議院で審議が行われている時点で、それへの対応のため府県による利害関係によつて、同志の糾合がはかられ始めた。このことが、第二議會以降本格化する貴族院の政治党派の成立に少なからぬ影響を与えたのであつた。

まず、顕著な動きを見せるのが、衆議院で審議が始まつた地価修正法案の可決の可能性を危惧した、非地価修正派の府県出身多額納税者議員である。山田莊左衛門宛の瀧口吉郎書翰は、非地価修正派の対応を以下

の通り、伝えて³⁵いる。

拜啓 益御清剛可被為入奉欣抃候。さては天春代議士より衆議院へ提出セル特別地価修正案之儀、特別委員ニ附託シテ審査之事ニ議決致候ニ付而は右法案可決之上貴族院へ回附之都合ニ立至り候哉も難斗候処、貴院之儀は右法案ニ対し弊累外捨余累ト其利害同一ナレバ將來貴族院之運動上ニ付、御相談申上度候間、千万御苦勞之御儀奉恐入候得共、万障御操合セ、明二日午後三、四時迄二廻町区星ヶ岡茶寮へ御参会奉願候。已ニ昨日貴族院へ御出院之金須(松三郎)、工藤(寛得)、吉田(三右衛門)、水之江(浩)、角田(林兵衛)、長谷川(直則)之諸君ニは御承諾有之候処、尊台ニは昨日御不参ニ付、今日小生參堂之上御願可申上之処、取紛れ乍失敬書中ヲ以テ御照會申上候。草々頓首

三月一日(瀧口) 吉良

山田君貴下

この書翰では、衆議院で地価修正法案が可決された場合、貴族院で反対運動を展開するため、地価修正反対派の府県出身多額納税者議員の瀧口吉良(山口県)、金須松三郎(宮崎県)、工藤寛得(岩手県)、吉田三右衛門(京都府)、水之江浩(大分県)、長谷川直則(山形県)、角田林兵衛(福島県)が連携し、さらに山田莊左衛門に加盟を勧誘したものである。この状況では、この後、非修正派と修正派の対立が貴族院内の多額納税者議員間に現れることが予想された。

しかし、前述の通り衆議院はこの法案を否決したため、多額納税者議

議員間の対立は第一議会で表面化しなかった。

それでも次議会に向け、地価修正派、非地価修正派のそれぞれの多額納税者議員は、既存の多額納税者議員仮事務所での活動に飽き足らず、それぞれの利害に適う政治党派への参加に分かれていくこととなる。

さて、第二議会直前の明治二四年一〇月から一月にかけて、貴族院内にあった小党派・小派閥が纏まって政治党派「研究会」が創設された。創設期の研究会は、大原重朝(伯爵)、万里小路通房(伯爵)、岡部長職(子爵)、堀田正養(子爵)、山内豊誠(子爵)、酒井忠彰(子爵)、松平康民(子爵)、鍋島直虎(子爵)、千家尊福(男爵)らが中心であったようである。創設期には、伊東巳代治の同志糾合活動の影響が強く、「貴族院が常に公平中正の見地に立ち穩健質実の態度を示めし以て政党政治に因て生ずる憂患を防退するの責務ある」という、「非政党主義」が特色となっていた。そこでは、衆議院の民党への対抗が意識されており、初期議会で民党が主張した「民力休養(地租軽減)」やそのための「政費削減」の主張に反対し、政府の「積極財政」の方針を支持する立場であった。

一方で、貴族院には政府からの独立を意図する政治勢力も誕生していた。谷干城らが明治二四年末、政治党派「懇話会」を設立したのである。「東京朝日新聞」明治二四年一二月二三日号では、「島津忠済、谷干城、三浦安、曾我祐準、小沢武雄、山川浩の諸氏四十余名は今回懇話会と称する一団体を組織し島津公爵を推して仮りに会長となしたり」との記事を掲載している。これに、近衛篤磨・二条基弘が設立した三曜会(近衛

初期議会の貴族院多額納税者議員の所属党派について

は第一議会から「月曜会」という政務調査の会を設けていたが、その月曜会を發展させたもの⁽³⁷⁾が連合して政府の予算案や政治運営を厳しく監督しようとする。

懇話会の指導者谷干城は、第二議会に「施政ノ方針ニ関スル建議案」を提出した。建議案の内容は、行政整理を行つて予算を節減し、民力の養成と国防の完備に充てるよう求めるものであった。建議案には、民党の予算削減の主張と同様に、政府が進める財政運営の積極主義に反対するものと認識して、松方内閣では、その可決阻止に動いた。その結果、建議案は、九七対七八の僅差での否決となった。

その攻防で、「貴族院中ニモ追テハ民党ト吏党トノ名称並ニ事実發生シ、随分困難ナル事ニ可相成候。其民党ハ三曜会（近衛公一派）及勤儉尚武連（谷三浦一味）ヨリ成立シ、吏党ハ研究会（千家中山侯）之連中ニ御座候。其総員ハ互ニ伯仲スルモ、民党ハ今回之敗北ニテ堅固ナル団体トナルモ、研究会ハ其内実未ダ堅固ナラザル事實有之候⁽³⁸⁾」と、金子堅太郎が伊藤博文に報ずるように、貴族院内には民党（三曜会・懇話会＝反政府派）と吏党（研究会＝政府支持派）の対立が明白となったのである。

書翰中にもあるとおり、谷の建議案への賛成者は、第二議会における懇話会賛同者（提携関係にあった近衛篤磨の三曜会の会員も含む）であったと思われる。この建議案賛成署名者⁽³⁹⁾が、有爵議員や勅選議員に関しでは概ね懇話会と三曜会の構成員となった。有爵議員と勅選議員では、会派が判明している第四議会で、大和倶楽部（鳥尾小弥太が率いる会派、

懇話会と近い）あるいは無所属となる議員はいたが、「吏党」側の研究会に入会する議員はいなかった。しかし、多額納税者議員については、会派所属の帰趨がこれで決まった訳ではない。

谷の建議案に賛成署名した七五名中、多額納税者議員は、以下の三三名である。

- 原忠順（懇）、諫早一学（第四議会までに辞職）、野崎武吉郎（無）、下郷伝平（研）、若尾逸平（研）、蟹江史郎（三）、宮崎總五（研）、長谷川直則（研）、梅原修平（懇）、澤原為綱（懇）、久保田真吾（三）、山田稷（第四議会までに死去）、林宗右衛門（懇）、水之江浩（研）、吉田三右衛門（研）、関口弥五（懇）、鹿毛信盛（研）、田部長右衛門（無）、村上桂策（懇）、山田莊左衛門（研）、桑田藤十郎（懇）、中村雅真（懇）、山崎慎三（懇）、岡野是保（懇）、桜井伊兵衛（懇）、角田林兵衛（懇）、渡辺甚吉（研）、島内武重（研）、鈴木五郎（茶）、菊池三郎（三）、瀧口吉良（研）、五十嵐敬止（三）
- 注：人名の後の（ ）内は、第四議会での会派所属を表す。（懇）＝懇話会、（三）＝三曜会、（大）＝大和倶楽部、（研）＝研究会、（茶）＝茶話会、（無）＝無所属。

多額納税者議員の定数は、各府県から一名の選出があるので、四五名であったが、第一議会の後、工藤寛得と池田甚之助が辞任したため、第二議会では四三名が在籍したがその内、三三名が谷干城の建議案に賛成署名したことになる。このような多数の署名は、第二議会には活動が続いていた多額納税者議員假事務所としての意向が働いたからではないか

と、推定することが出来る。

これに対し、懇話会と三曜会という貴族院中の「民党」の勢力に対抗するため、研究会は、会則を制定すると共に、会員の拡大に力を尽くすことになる。研究会の初期会則については、既に別稿⁽⁴⁰⁾で論じているので、そちらに譲るが、会員への決議拘束が強い、幹部統制の強固な会則であった。

第二議会は、民党の抵抗にあつた松方内閣によつて、明治二四年二月二五日、解散された。そうした衆議院の状況や貴族院の政府批判に対抗する形で、研究会の会員増が図られ、そのため多額納税者議員の獲得が試みられている。その様子を研究会創設時の幹部千家尊福は、松方正義首相に対して以下の如く述べている。

研究会ハ本日集会ヲ催シ向來之事、篤ト申合セ、一層國家之爲尽力
致候事ニ致シ加フルニ内々納税議員重立チ候モノ即渡辺甚吉、山田
稜、瀧口吉郎、若尾逸平等ト申合セ連絡ヲ通シ政府ノ新事業即鉄道
策始贊助スル積ニ内約致置候。双方之人員ヲ合スレハ、九十余名ニ
モ相成其上新任議員拾八人モ近々誘説候補積ニ候ヘハ、上院ハ御心配
無之而直敷ク様ニ可相成ト奉存候。⁽⁴¹⁾

この書翰に示されている通り、谷干城の建議案に賛成した多額納税者議員のうち、渡辺甚吉、山田稜、瀧口吉郎、若尾逸平を切り崩し、研究会側に取り込んでいる。書翰に現れた四名以外にも、谷建議案賛成署名者の多額納税者議員の下郷伝平（滋賀県）、宮崎總五（静岡県）、長谷川直則（山形県）、水之江浩（大分県）、吉田三右衛門（京都府）、鹿毛信

初期議会の貴族院多額納税者議員の所属会派について

盛（福岡県）、山田莊左衛門（長野県）、島内武重（高知県）が、研究会に入会していくこととなった。谷の建議案賛成者三二名中、一二名が研究会の所属となったのである。このことは、前述したように第二議会の谷建議案提出時には多額納税者議員仮事務所がある程度多額議員を拘束して多数の署名者を得たが、その後仮事務所としての活動が弱まり、各多額議員の判断により、それぞれの会派所属が選択されたものと推定できらるであろう。

一方、もともと谷の建議案に署名していない多額納税者議員がすべて研究会に集まったというわけではない。建議案非署名者中、金須松三郎（宮城県）、渡辺治右衛門（東京府）、川崎正藏（兵庫県）、野村治三郎（青森県）は研究会に所属したのであるが、馬場道久（富山県）、三木与吉郎（徳島県）、井芹典太（熊本県）は懇話会、市島徳次郎（新潟県）は無所属となり（小田清兵衛は第三議会后死去）、研究会に所属していない。このように、多額納税者議員の会派所属は、谷の建議案への賛否で帰趨が決まったわけではなく、流動的なものであった。そうした中で、多額納税者議員の会派所属に与えた影響の一つと考えられるのが、「地価修正法案」についての賛否であつたと思われる。

第二議会には、衆議院で地価修正に賛同する議員が増え、可決された。第二議会は、前述の通り一二月中に早くも解散となったため、貴族院では審議されなかったが、早晚貴族院の判断が問われることになる。

第二議会後、研究会は多額納税者議員を吸収するが、会派所属が明白となる第四議会における多額納税者議員は、長谷川直則、渡辺治右衛門、

若尾逸平、渡辺甚吉、川崎正蔵、鹿毛信盛、瀧口吉良、野村治三郎、山田莊左衛門、金須松三郎、宮崎總五、水之江浩、下郷伝平、島内武重、吉田三右衛門の一五名である。この中に、前述した瀧口が糾合した地価修正反対派議員の、金須（宮崎）、吉田（京都）、水之江（大分）、長谷川（山形）、山田（長野）が含まれている（角田林兵衛（福島）は例外的に懇話会所属、その所属は別の要因があつたと思われる）。彼らは、研究会が地価修正に反対することを期待して所属したものである。

また、他にも地価修正に反対していた県選出の鹿毛（福岡）、野村（青森）が研究会に参加している。先に挙げた千家書翰に、多額納税者議員に対し、「政府の新事業即鉄道策始賛助」することで、研究会賛同者を集めていた事が示されていたが、地価修正という一種の「民力休養」を批判するという立場は、これと整合性が高いものでもあつたのであろう。このように、研究会では、多額納税者議員の勧誘に際し、地価修正問題での反対者を吸収したものである。

このことは、三曜会と懇話会の多額納税者議員を見ると、地価修正賛成派が多数を占めていることでも確認が出来る（後述）。

さて、地価修正法案は、第三議会にも衆議院から提出され、一月二日可決の後、貴族院に回付された。前述の通り衆議院では、第二議会以降、地価修正派が多数を占めていた。とはいえ、非地価修正派も依然として存在していた。彼らは、地価修正が先行することで、財源が不足し地租軽減の実行が困難なることを恐れていた。地価修正では税負担の軽減につながらない地域出身の議員は、地価修正を歓迎してはいな

つたのである。このことは、例えば『郵便報知』が以下のように伝えている。

非地価修正派の会合 昨廿日午前九時より京橋区新肴町開化亭に開きたる同会の出席者は工藤（行幹）、青森・弥生倶楽部、河野（広中）、福島・弥生倶楽部、柳（喜洋芽）、青森・弥生倶楽部、菊地（九郎）、青森・弥生倶楽部、二田（是儀）、秋田・無所属、鈴木（昌司カ）、新潟・弥生倶楽部、大岡（育造）、山口・中央交渉部、上田（農夫）、岩手・無所属、窪田（畔夫）、長野・中央交渉部、水落（簡）、山口・中央交渉部、横山（不明）、大久保（不明）等の諸氏廿余名にして前日に引続き協議会を開きしか大岡、上田、窪田等の諸氏は衆議院に於て監獄費国庫支弁案の通過を勉め貴族院に於ては地価修正の否決せらる様すへしと主張せしも結局一己人の運動は兎も角も本会は飽く迄も地租軽減と地価修正とを併行せしむるを以て目的とすべしとの説多数にて之を決し散会せしは正午頃なりし⁽⁴²⁾

この記事中、強硬意見を述べたという大岡は山口県選出の大岡育造（中央交渉部）、上田は岩手県選出の上田農夫（無所属）、窪田は長野県選出の窪田畔夫（中央交渉部）であつた。彼ら衆議院の非地価修正派の有志者は、衆議院では少数であつたので、貴族院での法案の否決を望み、貴族院議員に対し、「非特別地価修正主意書」⁽⁴³⁾を送付して反対運動を展開した。その中では、「地価修正の到底実際に行はるべからざる」は明らかとし、「衆議院は地価一億四千万円以上一億六千万円以下の低減修正案を通過し、今方に尊院の議に上らんとす、若し此法案をして確定議た

らしめ之を實行するに至ては我が帝國の税源を紊亂し經濟社會を攪亂し徒らに土地兼併」を進め、「斯民を困窮の不幸に陥」れると述べて反対を呼びかけている。

衆議院議員で非地価修正の強硬意見を述べた大岡、窪田と同じ県選出の多額納税者議員は、同様に地価修正に反対であったが、彼ら、すなわち長野県選出の山田莊左衛門、山口県選出の瀧口吉郎は、研究会に所属していた（岩手県選出多額納税者議員は工藤寛得辞任により第三議會時は欠員、第四議會から就任の佐藤清右衛門は無所属）。貴族院の地価修正反対派も衆議院の反対派と連携していたが、その拠点が研究会であったのである。

さて、貴族院での地価修正案に関する審議であるが、この問題については、拙著⁽⁴⁴⁾で論じたことがあるので詳細はそれに譲り、その概要のみ記しておく。

第三議會の貴族院では、六月四日に本格的な審議が始まる。⁽⁴⁵⁾最初、林宗右衛門（懇話会）が討論終結の動議を提出せず、議論を尽くすことを述べたことから始められた。その後、林友幸（研究会）が特別委員会は本案を否決した旨を述べ、山口尚芳（懇話会）は、委員会の少数意見として地価修正の必要を述べている。その後、瀧口吉良（研究会）は法案に反対し、地価修正は、一種の地租軽減でありこれでは、直接には地主を休養し間接には土地兼併を助長するもので細民は却って迷惑すると論じた。林宗右衛門は法案賛成意見を衆議院通過は天下の輿論を示しており、地価修正は税の公平化のために必要であると主張した。尾崎三良

初期議會の貴族院多額納税者議員の所属会派について

（無所属）は反対して、「二国ノ大計上」より地租軽減は出来ないとした。曾我祐準（懇話会）は賛成であり、「農民方国ノ基礎」であるからその保護を計るべきで、地価修正は「偏重偏輕」の是正に必要であり、またその財源は政費の節減により「現二国庫ニ幾ラカノ余裕ガア」るからそれを充て得ると「公平ニ近キ案」としてこれを実行すべきと述べた。田尻稲次郎（無所属）は反対で、地価修正などの消極的な民力休養より今日は治水・資本貸付等積極の方法を採るべきであると述べた。鍋島直彬（懇話会）は、公平を期し、また多くの請願書があることを否決することは出来ないとして賛成意見を述べた。

ついで、六月六日の審議では、⁽⁴⁶⁾加藤弘之（無所属）から、今日日本の状況では政費を減ずることは出来ない故に、反対であるとの演説があり、村上桂策（懇話会）からは、賛成意見が述べられた。

この六日、研究会は地価修正案の審議について会員に書翰を送っている。⁽⁴⁷⁾研究会に所属していた山田莊左衛門に宛てた研究会特務委員の書翰では、研究会の地価修正問題への対応について、

一、明日之地価修正問題ハ充分討論ヲ尽ス事必要ト存候ニ付本会ハ討論終局ハ何処迄モ反対仕度、然ルニ反对者ヨリ討論終局ノ動議起ルノ虞有リ可成早朝ヨリ御參院相成度候。

と、記されている。

研究会では、地価修正問題の討論を充分に尽くすという方針で、議會に臨もうとしていることが示されている。賛否は明確には示されていないが、反対者（懇話会・三曜会）による討論終結、採決を警戒している

ことがわかる。これは、第三議會のはじめにおいて、松方内閣の選挙干渉を批判する「選挙干渉二閣スル建議案」を研究会などの政府支持議員の出席が少数である間隙を突いて成立させたことを踏まえ、研究会の出席者が少ない隙を突かれることを警戒したものと思われる。実際、研究会の島内武重は、六月七日の審議が始まるに際して、討論終結の動議を提出しないことを希望する意見を述べている。⁽⁴⁸⁾

六月七日、本會議では、懇話会の領袖谷干城が、先に提出した「施政ノ方針二閣スル建議案」の趣旨によつて法案に反対すると述べ、地価修正に充てる国庫の余裕は無いとし、特に国防のための、観音崎や棋海、下関海峡と言つたような要衝の砲台による防備が不完全な情況では、軍事関係の予算を確保しなければならぬであると主張し、「貴族院ハ貴族院、衆議院ハ衆議院、斯ノ如クニナツテコソ始メテ兩院ノ効能ハ立ツト思ヒマス、諸君ハ願ハクハ國家ノタメニ本員ノ議ニ參同セラレムコトヲ希ヒマス」と述べた。一方、三浦安（懇話会）は、地租の不平均には人民怨嗟が集まり、人民よりの請願が多数に上つており、こうした衆議院通過案の抹殺は貴族院の義務であるかは慎重に判断すべきで、そうした点を加味して今一応委員会を置いて調査する必要があると、法案否決に反対した。その後、小笠原寿長から討論終結の動議が出され、法案の採決の結果は、賛成四七対反対一二五の大差で否決された。

以上の貴族院の審議では、林、瀧口、村上といった多額納税者議員の積極的な発言が見られた。法案の帰趨では、研究会は法案反対、懇話会は法案賛成が大勢を占めるなか、懇話会の領袖谷が、法案反対意見を述

べるという状況にあり、そうした結果が大差での法案否決となったことがわかる。

次の第四議會では、伊藤博文内閣が、懸案であつた軍艦製造費の予算通過との交換条件で地価修正法案を政府提出法案として衆議院の審議に委ねている。また、地価修正の財源として政府は、酒税・煙草税・所得税の増税の承認を衆議院に求めた。衆議院は、地価修正案は可決したが、酒税・煙草税を否決してしまつた。内閣は、「地価修正法案」だけを成立させるわけには行かず、急遽、当初政府支持の為に法案の賛成に向かうとした議員に働きかけて、反対させることになる。研究会へ直接働きかけを行つていた伊東巳代治内閣書記官長が書翰を發し、研究会所属議員に法案反対の指示が出されている。⁽⁵⁰⁾

貴族院の法案審議は、明治二五年一月二日、特別委員会否決後の明治二六年一月一三日、一四日、一六日に行われている。

懇話会に所属した原忠順の伝記には、一月二日から「集会所」（第一議會の「多額納税者議員仮事務所」の後継の多額納税者議員同志による会合と思われる）で地価修正法案に賛成と決議し、そのための運動を行つていくことが記されている。二六年一月六日には、原の伝記によると、「鍋島」直彬公と連名して、地価修正意見書を特別委員及び同志に配布せり。此の日、地価修正に就て、演説すべき腹稿を草して猶熟考する所あり。専ら之か為に消日せり。七日忠侯（原忠順）は地価修正に就ては緩急の意見を有するを以て小沢（武雄）、山口（尚芳）、曾我（祐準）、三浦（安）、松平承諸氏を訪問して意見を交換す。諸氏悉く賛同せり、

八日谷（干城）氏を訪ふ、子も亦賛同⁽⁵¹⁾という状況であった。原は、地価修正賛成の多額納税者議員とはかり、懇話会の諸議員に賛成を求めていることがわかる。ここでは、谷も「賛同」した旨が記されているが、議会では谷は、法案に反対した。

一方、研究会では、一三日の審議に先立ち、一月二日華族会館にて会議がもたれている。本件の議題は「地価修正問題ニ対シ本会ニ於テ既定セラル方針ニ従ヒ尚ホ詳細ノ意見ヲ確定スル件⁽⁵²⁾」とするもので、その結論は以下の通りであった。⁽⁵³⁾

地価修正法案特別委員長ノ報告明十三日ノ議事日程ニ上リ候ニ付テハ本日華族会館ニ於テ臨時會議ヲ開キ同問題ニ対スル審議ヲ尺シタル後、本会ハ一致ヲ以テ同法案ヲ否決スルコトニ決セリ。

右至急ヲ要スル義ニ付特郵ヲ以テ及御通知候。就テハ明十三日ハ必ラス御出院ニテ本会ノ意思ヲ十分ニ御表示相成度候也。

明治廿六年一月十二日 研究会幹事

追テ砂礫採取法案ノ調査ヲ附託スヘキ特別委員ノ撰挙ハ議長ノ指名ニ任スヘキコトニ致議決候間此段併テ申進候。

このように研究会としては法案反対の方針が決められたが、会員で多額納税者議員の下郷伝平は、特別委員会の審議で、法案賛成の意見を述べていることが注目される。⁽⁵⁴⁾ 特別委員会の会議日は一月一日であったため、研究会の決議前であったことから、そうした発言も可能であったものと思われる。また、この頃の研究会では、多額納税者議員については、「政府を援助するというのが大方針なんです。そうしてそれには、

初期議会の貴族院多額納税者議員の所属会派について

……結束を堅くしなければならぬから、必ず決議したものは服従する。けれどもそれでは中には自分の地位だとか境遇だとか何だとかいうことでどうしても賛成ができぬ人が出来る、或るいは多額納税者であれば土地の状況等に依つて、そんな事をしたら大変に自分の顔に因わるといふようなことがある。それで除外例を置いて置いて、その時の役員に、常置委員とかいった、常務員ではない、それに申し出てそれから議決して許される⁽⁵⁵⁾との回想に見るように、多額納税者議員の事情には、特に配慮していたようである。地域の事情を鑑みて、場合によっては決議拘束の除外を許していたのであった。なお、委員会の審議は反対が多数を占めた。

本会議での一三日の審議⁽⁵⁶⁾では、第三議会同様、政府への質問や賛否の意見が述べられている。賛成意見としては曾我祐華、小沢武雄（懇話会）、林宗右衛門らから演説があり、一方反対の演説は、武井守正（無所属）、鳥尾小弥太（大和俱樂部）、小原重哉（無所属）らが行っている。一四日の審議においては、渡辺驥（無所属）の反対、長谷川貞雄（大和俱樂部）の賛成、藤村紫朗（懇話会）の反対、原忠順の賛成、尾崎三良の反対、金子有卿（研究会）の賛成の演説の後、三浦安より緊急動議が提出され、延会となった。この延会について、研究会は、「反対論者ノ意思ヲ推測スルニ昨夕ニ於テ延会ノ議ヲ發シタルヤ其真意ハ討論未タ熟セストスルニ在スシテ若シ昨夕ヲ以テ二読会ニ対スル採決ヲ為スニ至ラハ必ラス少数ニ陥ルノ恐アリシニ出テタル義ト被存候。就テハ今日諸君ト共二明十六日ハ大多数ヲ以テ反対論者ニ当ルヘキ御約束ヲ為シ置クノ

必要ヲ感シ候。會員諸君中御一名タリトモ御欠席有之節ハ大ニ採決ニ影響ヲ及ホス可ク」と述べて、結束して議場に出席し、研究会確定の方針（法案否決）をとるべきことを述べている。

一六日の本会議⁽⁵⁹⁾では、反对外山正一、賛成曾我、反対渡辺清、賛成三浦安、反対谷干城の演説があつた。賛否投票の結果、賛成四九対反対一二四で否決されたのであつた。結果的に、第四議会においても、第三議会の状況と大差なく地価修正は退けられた。

このような状況の中で、一方の地価修正を目指す多額納税者議員は、新たな動きを見せた。研究会に地価修正を非とする多額納税者議員が多かつたのに対して、懇話会・三曜会所属の多額納税者議員は、地価修正に積極的であつた。彼らは、第五議会を前に一団体を結成する。

五、地価修正派多額納税者議員による新団体の設立

第五議会開会直前に、懇話会、三曜会及び無所属の多額納税者議員は、「第五期国会同志会（又は旭館同志会）」この名は集会の場所を麴町区内幸町の旭館にもつたことによる⁽⁶¹⁾」を結成し、地価修正の実現を図ろうとする運動を行った。

同志会参加者は、懇話会・三曜会・無所属の所属の多額納税者議員のみで結成されている。澤原為綱の「明治二十六年十一月日誌第五期国会同志会」と題する記録には、「明治廿六年十一月廿五日 昨年来同志協議之結果に依り第五期国会中集会所設置之件協議せしに左之場所に当分仮設するに決す」とあり、二五年からの協議の結果、集会所を麴町区内

幸町一丁目旭館として同志会設置が決められたことがわかる。前第四議会でも、多額納税者議員による「集会所」で協議が行われていたが、より明白な政治目的をとまなう会合となつたと思われる。

この会に会員として名を連ねたのは、以下の多額納税者議員であつた。⁽⁶²⁾

島津珍彦（懇話会）、原忠順（懇話会）、野崎武吉郎（懇話会）、蟹江史郎（三曜会）、宮崎總五（懇話会）、三木与吉郎（懇話会）、梅原修平（懇話会）、澤原為綱（懇話会）、久保田真吾（三曜会）、吉村角次郎（無所属）、林宗右衛門（懇話会）、水之江浩（無所属）、市島徳次郎（無所属）、関口弥五（懇話会）、神戸政次（無所属）、鹿毛信盛（無所属）、田部長右衛門（無所属）、村上桂策（懇話会）、桑田藤十郎（懇話会）、中村雅真（懇話会）、桜井伊兵衛（懇話会）、関田可通（無所属）、諫早家崇（無所属）、角田林兵衛（懇話会）、鈴木伝五郎（三曜会）、岡野是保（無所属）、山田卓介（無所属）、井芹典太（懇話会）

（一）内は、第五議会における所属会派

この人名の内、注目すべきは、第四議会では研究会に所属した宮崎總五、水之江浩、鹿毛信盛である。三名は研究会を脱会し、宮崎は懇話会へ、水之江と鹿毛（鹿毛の選出県の福岡は、当初地価の修正反対県であつたが、賛成に移行したものとされる）は無所属に移り、同時にこの同志会に属したのである。この背景には、地価修正に対する賛成の議員を結集する動きへの呼応があつたものと思われる。

旭館同志会の政治活動の中心的課題は第五議會での地価修正法案成立であった。一月二日には貴族院内会派に対し運動するため「三派交渉委員を指名する事」を決し、懇話会へは島津珍彦・原忠順、三曜会へは、鈴木伝五郎、研究会へは吉村角治郎・田部長右衛門・水之江浩が交渉委員となった。また同日、「地価修正派全般之集會を催す事、但集會時日は三派交渉の確定するものとす」とされ、「運動の方針は總理大臣及大藏大臣訪問の事」、さらに「地価修正派同盟會を設くる事」を決定した。⁽⁶³⁾この時、「地価案に就て激烈なる運動をなすことを協定」⁽⁶⁴⁾したという。

翌二三日には、「地価修正問題に付、各派交渉之上左の通り通知するに決」し、その文面は「拝啓地価問題に付御協議相遂げ度儀有之候条、⁽⁶⁵⁾

日議院退散後、直ニ華族會館へ御集會被成下度此段得貴意候也」とされた。⁽⁶⁵⁾なお、この書翰は、曾我祐準、千家尊福、小沢武雄、金子有卿、島津珍彦、京極高典の名で差し出されている。千家、金子、京極は研究会の所屬であった。研究会内において地価修正派に近い存在だったと思われる。この華族會館での集會は、一月一五日地価修正派總會として開かれ、五〇名が會し、運動員が選ばれた。⁽⁶⁶⁾この運動の中で、「單純なる多額納税議員の団体を組織することを協議」⁽⁶⁷⁾している。

ところが、第五議會は、衆議院での外交問題の紛糾から（改進黨、国民協會などのいわゆる硬六派が、「現行条約勸行建議案」などを提出して、厳しく政府の外交政策を批判した）、政府は、一月一九日に停會を告げ、停會開けの二九日さらに停會し、翌日議會を解散した。このた

初期議會の貴族院多額納税者議員の所屬会派について

め政府提出の「田畑地価特別修正案」は、一月五日衆議院を通過していたが、貴族院で審議未了となつて不成立となつた。この後、第六議會も解散、日清戦争中の第七・第八議會では、地価修正が問題とされることは無く、この問題は日清戦後に持ち越された。

なお、多額納税者議員の主體的な政治連携は継続し、この後「同志会」あるいは「旭館同志会」と呼ばれるその政治団体は、日清戦争後も継続し、多額納税者議員の改選が行われた明治三〇年まで続いた。同志会の活動とその後の帰趨については、拙稿⁽⁶⁸⁾で既に論じているので、そちらに譲る。

このように、研究会員以外の多額納税者議員によって、第五議會には一つの団体が組織された。それは、地価修正の貴族院通過を目指すというところに特徴があつたのである。

おわりに

以上、初期議會の貴族院における多額納税者議員の政治会派について検討した。議會開設前から独自の一団体を設けようとした多額納税者議員は、第一議會には「多額納税者議員仮事務所」を設置して、一致した政治活動を行おうとした。本稿ではその活動の一端を明らかにした。ただし、選出県の利害が対立する場合などでは、仮事務所による統制は容易ではなかつた。

地価修正問題が衆議院で論議されるなか、多額納税者議員の中に、この案に反対しようとするグループが形成され、それが、第二議會以降に

顕在化する貴族院内の政治党派への多額納税者議員の加入に影響する。第二議會、谷干城の「施政ノ方針ニ関スル建議案」の賛否が貴族院議員の党派所属の帰趨を左右したと考えられているが、多額納税者議員については必ずしもそうではない。建議案否決の後、研究会が多額納税者議員の何人かを吸収できた要因には、地価修正問題への対応があったものと思われ、一方研究会と対抗関係にあった懇話会や三曜会へは、地価修正を指す多額納税者議員が集まる傾向があった。

こうした多額納税者議員の党派加入の動向は、彼らが各府県の代表としてその選出県の利害を反映する性格を色濃く有していたことを示している。

本稿で見てきた山田莊左衛門は、議會開設後、衆議院議員小坂善之助（自由党系、院内では無所属）や貴族院勅選議員渡辺驥、あるいは衆議院議員島津忠貞（自由党系）、⁽⁷⁰⁾衆議院議員佐藤八郎右衛門（第二回総選挙（明治二五年）当選、自由党系）⁽⁷¹⁾といった長野県選出の貴族院議員と交流を持って政治行動を行ったことが書翰から推察できる。多額納税者議員による衆議院議員などとの連携がいかに図られ、それが彼らの所属する貴族院の党派の動向にいかなる影響を与えていったのかは、今後検討を要する課題であると思われる。

注

(1) 伊藤博文『憲法義解』（岩波文庫、一九四〇年）六八頁。憲法第三四条の説明。

(2) 当該期の貴族院の党派に関する研究の内、代表的なものとしては、水野勝邦『貴族院の党派研究会史』明治大正編（尚友俱樂部、一九八〇年）、霞會館編『貴族院と華族』（霞會館、昭和六三年）、拙著『明治立憲政治と貴族院』（吉川弘文館、二〇〇二年）、内藤一成『貴族院と立憲政治』（思文閣出版、二〇〇五年）、同『貴族院』（同成社、二〇〇八年）、西尾林太郎『大正デモクラシーの時代と貴族院』（成文堂、二〇〇五年）、同『大正デモクラシーと貴族院改革』（成文堂、二〇一六年）、高橋秀直『山県閥貴族院支配の構造』（『史学雑誌』九四—二号、一九八五年二月）などがある。

(3) 本研究のための資料調査に際して、長野県中野市立（仮称）山田家資料館の寺島正友、山田正子両氏ならびに中野市立博物館の大滝敦士氏に多大なるご配慮をいただいた。

また、筆者は、本史料を利用して、別に『貴族院の党派研究会の初期』『会則』『規則』について（『青山史学』三六号、二〇一八年三月）を発表している。

(4) こうした評価は、野間五造『立法一元論』上（白楊社、一九二六年刊）などに見られる。

(5) 百瀬孝『第一回貴族院多額議員選挙について—明治二三年 東京府の場合』（『日本歴史』一九八六年九月）なども、こうした評価の存在を指摘している。

(6) 尚友俱樂部・内藤一成編『新編 旧話会速記』（尚友ブックレット一七 尚友俱樂部 二〇〇四年刊）、二四一頁。

(7) 「初期貴族院多額納税者議員の政治的位置づけ—澤原為綱の活動と多額納税者議員の団体「同志会」—」（犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』、吉川弘文館、二〇〇五年）。上記執筆時において、多額納税者議員澤原為綱及び澤原俊雄関係史料の内、貴族院関係の史料につき、呉市史編纂室、呉

市入船山記念館、御子孫の澤原照子氏の好意を得て閲覧の機会を得た。
この「澤原家文書」は、呉市企画部呉市編纂室が管理し入船山記念館蔵と
なっている。

(8) 明治二十三年一月二日付山田宛内海忠勝書翰(「山田家文書」、九〇一六
三二)。

(9) 「貴族院議員推薦につき莊左衛門謝辞」(「山田家文書」五一—四一—一)。

(10) 明治二十三年八月三日付山田莊左衛門宛渡辺甚吉書翰(「山田家文書」、九〇
一五八三)。

(11) 八月二日付書翰(「山田家文書」、九〇一三四—二〇)。

(12) 「東京朝日新聞」明治二十三年九月二七日号。

(13) 「東京朝日新聞」明治二十三年一月二日号。

(14) 明治二十三年一月一六日付澤原為綱宛渡辺甚吉、鹿毛信盛、瀧口吉良、山
田穰、桜井伊兵衛書翰(前掲「澤原家文書」中の「明治二十三年六月往復録
事」所収)。

(15) 渡辺甚吉外七名書翰(「山田家文書」、九〇一三四—二〇二)。

(16) 山田宛にもこの会合の案内が送られている(「山田家文書」、三四—一—
二)。

(17) この会については、前掲拙著『明治立憲政治と貴族院』で詳しく紹介した。

(18) 霞会館華族資料調査委員会編纂『華族会館誌』下(霞会館、一九八六年)、
七三頁。

(19) 「東京朝日新聞」明治二十三年一月一三日号。

(20) 「明治政史」、『明治文化全集』第三卷(日本評論社、一九二九年)二七八頁。

(21) (明治二十三年)一月二五日付多額納税者議員仮事務所幹事書翰(「山田
家文書」、九〇一四四五—一四)。

(22) 「命令と罰則」明治二十三年法律第八四号の制定と運用をめくって、『青山
初期議会の貴族院多額納税者議員の所属会派について

史学』一三号、一九九二年、並びに前掲拙著。

(23) 「山田家文書」(九〇一三四—二六八)。

(24) 久布白兼武「原應侯」(原忠一発行、一九二五年)、四〇〇頁以下。

(25) 前掲「原應侯」四〇一頁。

(26) 「山田家文書」(九〇一四一〇—一)。

(27) 黒田展之「天皇制国家形成の史的構造―地租改正・地価修正の政治構造
―」(法律文化社、一九九三年)、四三三頁。

(28) 黒田前掲書、四三六頁。

(29) 「読売新聞」明治二十三年二月二六日号。

(30) 鳥海靖「初期議会における自由党の構造と機能」、『歴史学研究』二五五号、
一九六一年七月。

(31) 黒田前掲書、四四二頁。

(32) なお、賛成者の数は次第に増加し、第二議会は九九名(二府三県)、第
三議会一二七名(二府二七県、法案賛成者九八名)で、第四議会以後は地
価修正法案は政府提出となり衆議院の賛成者は多数を占めることになる
(黒田前掲書、四四三頁)。

(33) 「東京朝日新聞」明治二十四年二月二〇日号。

(34) 黒田前掲書、四四〇頁。

(35) 「山田家文書」(九〇一三四—二一四二)。

(36) 鍋島直虎「研究会小史」(尚友俱樂部、小林和幸編)『幸俱樂部沿革日誌
(尚友ブックレット)』、芙蓉書房出版、二〇一三年)。

(37) 前掲拙著、第二部第一章参照。

(38) 明治二十四年二月二〇日付伊藤博文宛金子堅太郎書翰(平塚篤校訂『秘書
類纂 帝國議會資料』上巻、一九三五年、四三四頁)。

(39) 拙稿「貴族院の会派」『研究会』の初期「会則」「規則」について(「青山

史学』三六号、二〇一八年三月)で、その人名を示している。

- (40) 前注拙稿。
- (41) 明治二四年二月二十八日付松方正義宛千家尊福書翰(「松方正義関係文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (42) 『郵便報知新聞』明治二五年五月二日号。
- (43) 『東京朝日新聞』明治二五年五月二四日号。
- (44) 前掲拙著。また、最近、前田亮介『全国政治の始動 帝國議會開設後の明治国家』(東京大学出版会、二〇一六年)が、本問題を詳細に検討している。
- (45) 『帝國議會貴族院議事速記録』(東京大学出版会)第三議會、二一九頁以下。
- (46) 前掲『帝國議會貴族院議事速記録』第三議會、二六四頁以下。
- (47) 明治二五年六月六日付研究会特務委員・幹事書翰(「山田家文書」、九〇―六五一)。
- (48) 前掲『帝國議會貴族院議事速記録』第三議會、二八〇頁。
- (49) 前掲『帝國議會貴族院議事速記録』第三議會、二八〇頁以下。
- (50) 前掲拙著参照。
- (51) 前掲『原應侯』、四〇八頁以下。
- (52) 「山田家文書」(九〇―五七一一―一九)。
- (53) 「山田家文書」(九〇―五七一一―三三)。
- (54) 『帝國議會會議録 田畑地佃特別修正法律案審査特別委員会』、明治二六年一月二日(国立国会図書館 帝國議會會議録)。
- (55) 子爵山口弘達の回想。前掲『新編旧話会速記』、一〇三頁。
- (56) 前掲『帝國議會貴族院議事速記録』第四議會、一九六頁以下。
- (57) なお、渡辺は長野県出身の勸業議員。山田との連携もあったと思われる。
- (58) 金子は、島根県出身の神官で、男爵議員であった。研究会所属ながら、地佃修正には賛成の考えを持っていたようである。研究会の決議の例外となっていた。
- (59) 明治二六年一月二五日付山田宛研究会常務委員書翰(「山田家文書」九〇―五七一一―二)。
- (60) 前掲『帝國議會貴族院議事速記録』第四議會、二四三頁以下。
- (61) 「明治二六年一月一日誌第五期国会同志会」(「澤原家史料」)なお、この問題は拙稿「初期貴族院多額納税者議員の政治的位置づけ―澤原為綱の活動と多額納税者議員の団体「同志会」」(大塚孝明編『明治国家の政策と思想』所収、二〇〇五年)で論じている。
- (62) 「旭館同志会員名簿」(「澤原家史料」)。
- (63) 前掲「明治二六年十一月日誌第五期国会同志会」。
- (64) 前掲「原應侯」四二二頁。
- (65) 前掲「明治二六年十一月日誌第五期国会同志会」。
- (66) 前掲「原應侯」四一三頁。
- (67) 前掲「原應侯」、四一三頁。
- (68) 前掲拙稿「初期貴族院多額納税者議員の政治的位置づけ―澤原為綱の活動と多額納税者議員の団体「同志会」」。
- (69) 明治二四年一月二三日付山田莊左衛門・小坂善之助宛渡辺驥書翰(「山田家文書」九〇―六〇八)。
- (70) 明治二五年六月一三日付山田宛島津忠貞書翰(「山田家文書」、九〇―六四五)。
- (71) 明治(二七)年五月一三日付山田莊左衛門・小坂善之助宛佐藤八郎右衛門書翰(「山田家文書」、九〇―四一八)。
- 【付記】本稿は、科学研究費補助金(二〇一八―二〇二一年度)基盤研究(B)181400715(研究代表 小林和幸)による研究成果の一部である。